

東京都北区心身障害者福祉手当条例

昭和四九年九月三〇日

条例第一九号

改正 昭和五〇年 三月二九日条例第三五号 昭和五〇年 九月三〇日条例第五五号
昭和五一年 九月三〇日条例第五四号 昭和五二年一〇月 一日条例第二八号
昭和五三年 九月三〇日条例第二六号 昭和五五年一〇月 六日条例第三〇号
昭和五六年 九月三〇日条例第三一号 昭和五七年 九月三〇日条例第二六号
昭和五八年 九月三〇日条例第二三号 昭和五九年一〇月 三日条例第三二号
昭和六〇年 九月三〇日条例第二〇号 昭和六一年 九月三〇日条例第二九号
昭和六二年 九月三〇日条例第二四号 昭和六三年 九月二九日条例第二九号
平成 元年 九月二九日条例第三二号 平成 二年 九月二七日条例第三〇号
平成 三年 三月二六日条例第一一号 平成 四年 三月三〇日条例第二七号
平成 五年 三月三一日条例第一三号 平成 六年 三月三〇日条例第二三号
平成 七年 三月二二日条例第二〇号 平成 八年 三月二八日条例第一四号
平成一一年 三月二四日条例第一〇号 平成一二年 三月二八日条例第四〇号
平成一五年 六月二七日条例第二八号 平成二六年 三月二六日条例第八号
平成二八年 三月二三日条例第二三号 平成二九年 六月二二日条例第四〇号
平成三十一年三月二二日条例第六号

(目的)

第一条 この条例は、心身に障害を有する者に対し、心身障害者福祉手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(支給要件)

第二条 心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）は、北区の区域内に住所を有する者であつて、別表に掲げるもの（以下「障害者」という。）に支給する。ただし、障害者となつた年齢が六十五歳以上の者及び障害者となつた年齢が六十五歳未満の者で六十五歳に達する日の前日までに第四条に規定する認定の申請を行わなかつたもの（東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める事由により申請を行わなかつた者を除く。）には、支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、当該障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当は支給しない。

一 その者の東京都北区児童育成手当条例（昭和四十六年十月東京都北区条例第二十二号）に定める保護者が、その者にかかる同条例に基づく障害手当の支給を受けているとき。

二 規則で定める施設に入所しているとき。

三 障害者（年齢が二十歳未満の障害者である場合には、その者を扶養（監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。）する者）の前年の所得（一月から七月までの月分の手当については、前々年の所得とする。）が、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、規則で定める額を超えるとき。

3 前項第三号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(手当の額)

第三条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき一万五千五百円とする。ただし、身体障害者のうち身体障害の程度が三級であるもの、知的障害者のうち知的障害の程度が軽度のもの及び精神障害者のうち精神障害の程度が一級であるものに係る当該額は、一月につき一万円とする。

(受給資格の認定)

第四条 手当の支給要件に該当する者が、手当の支給を受けようとするときは、区長に申請し、受給資格の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

(支給期間)

第五条 手当は、認定の申請をした日の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。ただし、次条の適用を受けることができる者については、この限りでない。

(支給の始期の特例)

第六条 東京都の区域内の他の特別区又は市町村において、この条例による手当と同種の手当が支給されていた場合において、当該手当の支給された最後の月の翌月から起算して三月以内に認定の申請があつたときは、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月から手当を支給する。

2 災害その他やむを得ない事由により認定の申請をすることができなかつた場合において、当該事由がやんだ後十五日以内にその申請をしたときは、当該事由により認定の申請をすることができなくなつた日の属する月から手当を支給する。ただし、東京都の区域内の他の特別区又は市町村において、この条例による手当と同種の手当を受けた者については、その受けた月分の手当は支給しない。

(支払時期)

第七条 手当は、毎年、四月、八月及び十二月の三期にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、区長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(受給資格の消滅)

第八条 受給資格は、認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号の一に該当するときは消滅する。

- 一 死亡したとき。
- 二 第二条に規定する要件を備えなくなつたとき。
- 三 手当の受給を辞退したとき。

(手当の返還)

第九条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者があるときは、区長は、当該手当を

その者から返還させることができる。

(届出)

第十条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

- 一 住所を変更したとき。
- 二 第八条第二号又は第三号に該当するとき。
- 三 前二号のほか規則で定める事項に該当するとき。

(状況調査)

第十一条 区長は、必要があると認めるときは、受給者又は同居の親族に対し報告を求め、又は生活状況等について調査を行うことができる。

(委任)

第十二条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、昭和四十九年十月一日から施行する。
- 2 昭和四十九年九月以前の月分として、東京都北区福祉手当条例（昭和四十六年十月東京都北区条例第十八号。以下「旧条例」という。）に基づき障害者に支給すべき福祉手当（以下「旧手当」という。）は、なお従前の例による。
- 3 旧条例第五条の規定に基づき旧手当の受給資格の認定を受けた者（前項の規定により、この条例施行の日以後において旧条例に基づく旧手当の受給資格の認定を受けることとなつた者を含む。）であつて、この条例による手当の支給を受けることができるものは、この条例による受給資格の認定を受けたものとみなす。
- 4 昭和五十年二月二十八日までに、認定の申請をした三級の身体障害者及び二十歳未満の障害者（三級の身体障害者を除く。以下同じ。）は、この条例施行の日に第二条の規定に該当していたときは同日に、同日以後に同条の規定に該当するに至つたときはその該当するに至つた日に申請があつたものとみなす。
- 5 三級の身体障害者及び二十歳未満の障害者に支給する手当については、第六条の規定にかかわらず、昭和四十九年九月以前の月分の手当は支給しない。

付 則（昭和五〇年三月二九日条例第三五号）

- 1 この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。
- 2 この条例により手当を支給されることになつた者が、昭和五十年八月三十一日までに第四条に規定する認定の申請をしたときは、この条例施行の日に第二条の規定に該当する場合にあつては同日に、同日後に同条の規定に該当するに至つた場合は、その該当するに至つた日に申請があつたものとみなす。

付 則（昭和五〇年九月三〇日条例第五五号）

- 1 この条例は、昭和五十年十月一日から施行する。
- 2 昭和五十年九月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例によ

る。

付 則（昭和五一年九月三〇日条例第五四号）

- 1 この条例は、昭和五十一年十月一日から施行する。
- 2 昭和五十一年九月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和五二年一〇月一日条例第二八号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和五十二年九月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和五三年九月三〇日条例第二六号）

- 1 この条例は、昭和五十三年十月一日から施行する。
- 2 昭和五十三年九月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和五五年一〇月六日条例第三〇号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和五十五年十月一日から適用する。
- 2 昭和五十五年九月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和五六年九月三〇日条例第三一号）

- 1 この条例は、昭和五十六年十月一日から施行する。
- 2 昭和五十六年九月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和五七年九月三〇日条例第二六号）

- 1 この条例は、昭和五十七年十月一日から施行する。
- 2 昭和五十七年九月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和五八年九月三〇日条例第二三号）

- 1 この条例は、昭和五十八年十月一日から施行する。
- 2 昭和五十八年九月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和五九年一〇月三日条例第三二号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和五十九年十月一日から適用する。
- 2 昭和五十九年九月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和六〇年九月三〇日条例第二〇号）

- 1 この条例は、昭和六十年十月一日から施行する。
- 2 昭和六十年九月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和六一年九月三〇日条例第二九号）

- 1 この条例は、昭和六十一年十月一日から施行する。
- 2 昭和六十一年九月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和六二年九月三〇日条例第二四号）

- 1 この条例は、昭和六十二年十月一日から施行する。
- 2 昭和六十二年九月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則（昭和六三年九月二九日条例第二九号）

- 1 この条例は、昭和六十三年十月一日から施行する。
- 2 昭和六十三年九月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則（平成元年九月二九日条例第三二号）

- 1 この条例は、平成元年十月一日から施行する。
- 2 平成元年九月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則（平成二年九月二七日条例第三〇号）

- 1 この条例は、平成二年十月一日から施行する。
- 2 平成二年九月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則（平成三年三月二六日条例第一一号）

- 1 この条例は、平成三年四月一日から施行する。
- 2 平成三年三月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則（平成四年三月三〇日条例第二七号）

- 1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。
- 2 平成四年三月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則（平成五年三月三一日条例第一三号）

- 1 この条例は、平成五年四月一日から施行する。
- 2 平成五年三月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則（平成六年三月三〇日条例第二三号）

- 1 この条例は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 平成六年三月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則（平成七年三月二二日条例第二〇号）

- 1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。
- 2 平成七年三月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則（平成八年三月二八日条例第一四号）

1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

2 平成八年三月以前の月分の心身障害者福祉手当の額については、なお従前の例による。

付 則（平成十一年三月二四日条例第一〇号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

付 則（平成一二年三月二八日条例第四〇号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十二年八月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置等）

2 この条例による改正前の東京都北区心身障害者福祉手当条例（以下「改正前の条例」という。）により施行日の前日の属する月分（以下「前月分」という。）の心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）又は東京都の区域内の他の特別区若しくは市町村（以下「他区市町村」という。）において改正前の条例による手当と同種の手当で前月分のものの支給を受けた者については、この条例による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第一項ただし書の規定にかかわらず、引き続き手当を支給することができる。

3 他区市町村に住所を有していた者のうち引き続き北区の区域内に住所を有することとなったもので、他区市町村において改正前の条例による手当と同種の手当（前月分以前のものに限る。）の支給を受けていたものについては、改正後の条例第二条第一項ただし書の規定にかかわらず、手当を支給することができる。

4 平成十二年七月以前の月分の手当の額については、なお従前の例による。

付 則（平成一五年六月二七日条例第二八号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成二六年三月二六日条例第八号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の東京都北区心身障害者福祉手当条例（以下「改正前の条例」という。）によりこの条例の施行の日の前日の属する月の分（以下「前月分」という。）の心身障害者福祉手当又は東京都の区域内の他の特別区若しくは市町村（以下「他区市町村」という。）において改正前の条例による心身障害者福祉手当と同種の手当で前月分のものの支給を受けた者については、この条例による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第一項ただし書の規定にかかわらず、引き続き心身障害者福祉手当を支給することができる。

3 他区市町村に住所を有していた者のうち引き続き北区の区域内に住所を有することとなったもので、他区市町村において改正前の条例による心身障害者福祉手当と同種の手当

(前月分以前のものに限る。)の支給を受けていたものについては、改正後の条例第二条第一項ただし書の規定にかかわらず、心身障害者福祉手当を支給することができる。

付 則 (平成二八年三月二三日条例第二三号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

付 則 (平成二九年六月二二日条例第四〇号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当条例(以下「改正後の条例」という。)別表第五号に規定するものに係る心身障害者福祉手当の支給のために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 改正後の条例別表第五号に掲げるものに係る改正後の条例第五条の規定の適用については、同条中「月から」とあるのは、「月(平成二十九年七月一日前に東京都北区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例(平成二十九年六月東京都北区条例第四十号)による改正後の条例別表第五号に掲げるものに該当することとなつた者が同年十月三十一日までに認定の申請をした場合にあつては同年七月から、同月一日から同年十月三十一日までの間に同号に掲げるものに該当することとなつた者が同日までに認定の申請をした場合にあつては同号に掲げるものに該当することとなつた日の属する月)から」とする。

付 則 (平成三十一年三月二二日条例第六号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当条例第二条第二項第三号の規定は、平成三十一年八月以後の月分の心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)の支給について適用し、同月前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。

別表

一 知的障害者であつて、知的障害の程度が、東京都愛の手帳交付要綱別表第一に定める知的障害総合判定基準表のうち、軽度以上であるもの

二 身体障害者であつて、身体障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)の別表第五号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、三級以上であるもの

三 脳性麻痺(ひ)又は進行性筋萎(い)縮症を有する者

四 特殊疾病を有する者のうち、規則で定める者

五 精神障害者であつて、精神障害の程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に定める一級であるもの